

地域の会第193回定例会 資料

令和元年7月3日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（6月5日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：竹内委員ご質問（5月13日付）への回答

資料3：高桑委員ご質問（6月12日付）への回答

前回定例会（6月5日）以降の原子力規制庁の動き

令和元年7月3日

柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

6月12日 第12回原子力規制委員会

- ・特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続について

6月19日 第13回原子力規制委員会

- ・柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）の異常に係る東京電力ホールディングス株式会社からの報告に対する評価及び今後の対応について
- ・東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の発電用原子炉設置変更許可について（案）
 - －規則等の改正を踏まえた変更、浸水防止設備の変更等－

6月26日 第14回原子力規制委員会

- ・製造業者による不適切行為への原子力事業者の対応状況について

7月3日 第16回原子力規制委員会

- ・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告について

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

6月11日 第724回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

6月13日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（658）

6月20日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（659）

【規制法令及び通達に係る文書】

6月10日 柏崎刈羽原子力発電所の防災訓練実施結果報告書を受理

6月14日 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請書及び申請変更届出書を受理

6月19日 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更を許可

【被規制者との面談】

5月8日 東京電力ホールディングス（株）の緊急時対応改善計画に対する改善状況報告について

5月13日 原子力事業者防災訓練報告会の議題の整理及びERSSに関する調整について

5月30日 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（5号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング（1）

5月31日 検査制度見直しに関する東京電力ホールディングス株式会社との試運用に関する面談

6月6日 柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（B）の異常について

- 6月 7日 東京電力ホールディングス株式会社本社予防処置活動の不備(保安規定違反)に係る是正処置の進捗状況について
- 6月13日 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請(5号炉の高経年化技術評価等)に関する事業者ヒアリング(2)
- 6月14日 検査制度見直しに関する東京電力ホールディングス株式会社との試運用に関する面談
- 6月26日 検査制度見直しに関する東京電力ホールディングス株式会社との試運用に関する面談

【その他・公開会合】

- 6月12日 第7回原子力施設等における事故トラブル事象への対応に関する公開会合
柏崎刈羽原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機(B)の異常について
- 6月20日 第17回原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合
東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所5号炉の高経年化技術評価について
- 6月28日 第11回原子力事業者防災訓練報告会

【柏崎刈羽原子力規制事務所】

4月11日～6月26日 令和元年度第1四半期の保安検査

【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」(<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html>)にて発表
直近の主な更新情報は下記のとおり

- ① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量

＜令和元年7月2日版＞(令和元年6月30日測定分)

https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13539/24/192_20190630_20190702.pdf

- ② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

＜令和元年7月2日版＞(試料採取日：令和元年6月23日～6月29日)

https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13544/24/278_4_20190702.pdf

以上

竹内委員ご質問（5月13日付）への回答

- (1) 特定重大事故等対処施設について、緊急時対策所との関連や有事の際、どのように連携するのかについて教えてください。

【回答】

一般的な対応としては、故意による大型航空機の衝突等により重大事故等が発生した場合、緊急時対策所に設置される発電所対策本部の本部長の指揮の下、特重施設要員が特定重大事故等対処施設を用いた対応を行います。また、並行して、対策本部では可搬型重大事故等対処設備等を用いた対応が行われ、両者の連携が図られることとなります。

- (2) 経過措置により特定重大事故等対処施設の設置には、工事計画認可から5年間の猶予があるとのことでしたが、柏崎刈羽原発の場合も今後の審査などの進展によっては特定事故等対処施設が完成していなくても再稼働する可能性があるのでしょうか。

【回答】

ご指摘の通り、特定重大事故等対処施設（特重施設）は、本体施設の工事計画認可から5年以内に設置することを求めているものです。したがって、一般的な手続きを申し上げれば、この期間内に、本体施設に係る新規規制基準適合性に係る手続き全体（設置変更許可、工事計画認可、使用前検査、保安規定認可等）が終了すれば、当該原子炉を運転することは可能です。（実際に、関西電力、四国電力、九州電力の原子炉は、運転を行いつつ、特重施設の設置を進めている）。他方で、5年の期間内に特重施設の設置が完了しない（特重施設に係る使用前検査が終了しない）場合には、当該原子炉の使用の停止を命ずることとしています。

なお、柏崎刈羽原子力発電所（6／7号機）については、本体施設に係る設置変更許可はなされていますが、工事計画認可以降の処分はなされていない状況です（具体的状況は③記載の通り）。

- (3) 柏崎刈羽原発の工事計画認可や保安規定変更認可について、2018.6月に水野さんが説明して下さった図（添付）で、現在どの程度まで進んでいるのか教えてください。

【回答】

柏崎刈羽原子力発電所の昨年6月以降の審査状況としては、2018年12月13日に第7号機の工事計画認可申請書の補正書の提出^{*1}があり、現在審査を進めているところです。第6号機については、現時点で補正書は提出されていません。

また、保安規定については、現時点で補正書は提出されていませんが、新規規制基準において新たに追加となった要求事項を踏まえ、BWR事業者の保安規定へ共通して適用する基本方針について、東京電力ホールディングスを含むBWR事業者との議論を進めて

いるところです。

なお、その他の柏崎刈羽原子力発電所の審査状況としては、2018年12月12日に申請のあった規則等の改正及び浸水防止設備の変更を踏まえた設置変更許可申請^{※2}について審査を実施し、2019年6月19日に許可^{※3}しました。

※1：東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所第7号機の工事計画認可申請書の一部補正を受理（2018年12月13日）

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/20181213_tepco_1.html

※2：東京電力ホールディングス（株）から柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請書等を受理（2018年12月12日）

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/00000372.html>

※3：東京電力ホールディングス（株）に柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更を許可（2019年6月19日）

http://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/20190619_kk.html

(4) 柏崎刈羽原発の工事計画認可や保安規定変更認可の中で、原子炉圧力容器と接続機器等の評価はいつどのように行うのか教えてください。

【回答】

原子炉圧力容器（支持構造物を含む。）、配管等の個別の機器の詳細な評価については、工事計画認可申請の審査で順次確認しています。

この審査では、技術基準への適合性等を確認する観点から、クラス分類に応じて機器ごとに設定される許容値と発生応力との関係等について、その評価手法も含めて確認することとなります。

高桑委員ご質問（6月12日付）への回答

“線量のめやす”に関する引き続きの質問に回答いただきありがとうございました。
いただいた回答で2点確認できました。

- ・6,7号機で極端な事故が起きた場合の住民の被ばく線量の試算はしていない
- ・原発事故による住民の被ばく線量の上限は定めない

住民の被ばくに関し、規制委員会の対し方は不十分ではないかと思いました。
次の2点について質問します。

- (1) “発生確率が極めて低い極端な事故”も想定に入れる必要があると考えます。

今後、6,7号機で極端な事故が起きた場合の住民の被ばく線量を試算し、住民に知らせることはしないのでしょうか。

【回答】

実際に事故が発生した場合に大気中に放出される放射性物質の挙動やその影響の範囲は、放射性物質の放出に至る事故の様態、放出後の気象条件、放出された放射性物質の量や核種組成などによって影響を受けることになります。

その発生確率が極めて低く、具体的な緊急時計画を策定することが合理的であると
は考えられない極端な事故については、具体的な事故の様態等を特定して適切に評価
を行うことが困難であることから、試算は行っておりません。

- (2) 原子力規制委員会設置法には「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と記してあります。原発事故による住民の被ばく線量の上限を定めないことは、委員会の目的である「国民の生命、健康及び財産の保護」と整合性が取れないのではないのでしょうか。

【回答】

原子力規制委員会が示している、原子力災害対策の基本的な考え方は、国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするを目的するものであり、原子力規制委員会設置法の目的に整合しています。

なお、国際放射線防護委員会（ICRP）では、原子力災害のような非常事態が起こった場合（緊急被ばく状況）、平常時の対策（将来起こるかもしれないがんのリスクの増加を抑えること）よりも、重篤な確定的影響を防ぐための対策を優先することとされており、被ばく線量の上限を定めるのではなく、被ばく低減を進めることとされています。